

1. 学生の一般的心得

身だしなみ

医学生であることを常に意識し、清潔かつ華美に流れない服装、頭髪並びに服飾品とし、周囲に不快感を与えないように十分注意しなければならない。

学生証・ミッションカード・Student Doctor 認定証

- ① 学生証・Student Doctor 認定証は見やすい位置に着用しなければならない。これを着用しないときは受験・図書館及び諸施設の利用又は諸証明書の交付などが受けられない。
その他請求があった時は、いつでもこれを提示すること。
- ② 学生証を紛失又は破損した時は、直ちに届け出て再交付を受けること。紛失した時は、不正使用の事故防止のため必ず警察にも届け出ること。
なお、Student Doctor 認定証については、全国医学部長病院長会議発行のため、再発行はできないので、大切に扱うこと。
- ③ ミッションカードは、学生証と共に携帯すること。
- ④ 本証は卒業・退学・除籍などで学籍を離れた場合は、直ちに返納すること。
- ⑤ 休日・夜間の大学病院出入りや病院内施設において開錠に学生証が必要です。
- ⑥ 本証を磁気に近づけたり折り曲げたりしないこと。

学生への連絡手段について(LMS(学習・授業支援システム)/大学掲示板)

学生の行事や授業に関する事柄など、学生に周知させたい事項は、全て掲示やLMSによって行われるので、必ずLMSや掲示板を見る習慣をつけること。見落としにより不利益を被るのは諸君自身である。また、LMSや掲示を見なかったことを理由に責任を免れることは出来ないのので、留意すること。

大学敷地内全面禁煙

大学敷地内全面禁煙である。また、大学・大学病院敷地内（駐車場を含む）及び敷地に直面する道路を含め全面禁煙とする。

なお、人々の健康を守る医療職者を育成する大学として、禁煙の取り組みをおこなっている。

自動車(オートバイを含む)通学

自動車通学及び駐車場利用内規を熟読のこと。

駐輪場

所定の駐輪場（30周年記念館南及び教室棟1階コンピュータ教室A108・A109北）を利用すること。長期間放置された自転車は、警告後廃棄処分とするので注意すること。

各種変更届

- ① 本人又は保証人が住所、電話番号等を変更した場合は、速やかに学生課に変更を届け出ること。変更の届け出がないため、急を要する連絡がつかないことがあるので、特に注意すること。
- ② 本人または保証人が氏名など戸籍記載事項を変更した場合は、戸籍謄本(抄本)を添付して直ちに学長(学生課経由)に届け出ること。

講義・実習中の飲食について

原則として講義・実習中の飲食（ガム・飴等含む）は禁止である。但し、特別な事情がある者については、担当教員の判断により許可することがある。

授業に欠席した場合の取り扱い

- ① 授業を欠席する場合は、所定の欠席届を教務課へ提出すること。なお、傷病等で連続して7日以上休む場合は医師の診断書を、その他の場合にあっては詳細な理由書を添付すること。
- ② クラブ活動等に伴う授業の欠席は、原則として配慮しない。
- ③ 両親（一親等）が亡くなった場合、6日間の特別休暇（二・三親等は3日以内）を認め、欠席扱いにしない。その際は、会葬礼状及び欠席届を教務課へ提出すること。
- ④ 追・再試験期間中に忌引きで欠席した場合、再度の試験は原則として実施しない。
- ⑤ 学校保健安全法に定める学校感染症については、同法の定める期間について原則として欠席扱いとしない。その際、必ず診断書を添えて、所定の欠席届を教務課へ提出すること（学校感染症及び出席停止の期間の基準は、保健センター利用案内を参照のこと）。

ネットのマナー

- ① 自分自身や友人の個人情報を、インターネットの掲示板等には書き込まないようにすること。大学内の個人情報を故意に漏らしたことが判明した場合、懲罰の対象となることもある。
- ② ブログ、Twitter、SNS（Facebook や Instagram 等のソーシャルネットワーキングサービス）を利用する人も多くなり、それに伴い様々なトラブルが発生する。

以下の点に注意すること。

- ・芸能人・スポーツ選手などの画像の掲載→肖像権侵害の対象になる。
- ・他人への誹謗・中傷→名誉毀損罪、侮辱罪に問われる可能性がある。
- ・違法行為の秘密告白・冗談の犯罪予告→警察へ通報されて逮捕された人もいる。
- ・プライバシーの暴露→アルバイト先に芸能人が来店したことを書き込んで、アルバイト先の会社が謝罪せねばならない事態となったことがある。
- ・ファイル交換ソフト（winny、win-MX 等）の使用→著作権のある作品のアップロード・ダウンロードともに違法となる。

「獨協医科大学ソーシャルメディア利用に関するガイドライン」を参照のこと。

ハラスメントの防止について

本学は、教職員・学生の利益の保護及びキャンパスの快適な環境づくりを目指している。ハラスメントの防止及び排除、並びにハラスメントに起因する問題が発生した場合には、ハラスメント相談窓口を通じて問題解決を図ることとしている。

- ① セクシュアル・ハラスメントとは

本人が意図する、しないにかかわらず、相手の意に反し、不快と感じるような性的言動又は行動である。セクシュアル・ハラスメントであるか否かは、その言動を受けた人（若しくは周囲の人）が一人でも不快と感じれば、それはセクシュアル・ハラスメントになるので注意すること。

② 発生する関係

「教職員から学生」、「学生から教職員」、「学生から学生」、「医師から患者」など様々な様態で発生する。さらに「男性から女性」だけでなく「女性から男性」、また「同性間」にも生じる。

③ 教職員・学生の認識

教職員・学生は、セクシュアル・ハラスメントを行わないように注意しなければならない。

本学において活動する全ての人が個人として尊重され快適な環境の中で学習・教育研究・労働する権利を保障されなければならないことを教職員・学生は十分に認識しなければならない。

④ その他のハラスメント

(1) 「アカデミック・ハラスメント」とは、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して、教育・研究・診療上、著しい不利益を与える行為、また、不適切な言動又は差別的な取り扱いにより、教育・研究・診療上の環境を害することをいう。

(2) 「パワー・ハラスメント」とは、その地位又は職務権限を利用し、これに抗し難い地位にある者に対して就学又は就業上、著しい不利益を与える行為、また、不適切な言動又は差別的な取り扱いにより就学又は就業環境を害することをいう。

(3) その他相手の意に反して行われるいやがらせの言動、又は不合理かつ不適切な言動によって、相手方に不快の念を抱かせる性質の言動及びこれに類する言動（ジェンダー・ハラスメント、アルコール・ハラスメント他）。

⑤ 被害の訴えや相談

学生の被害の訴えや相談は、ハラスメント相談窓口（学生課）で行う。相談員は被害の訴えや救済の申立に対し問題の解決にあたる。その際の被害の訴えや相談にあたってのプライバシーは保護される。

「獨協医科大学ハラスメント防止に関する規程」を参照のこと。